

報道機関各位

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和5年6月5日（月）
担当課	都市政策部まちづくり推進課
電話	0791-64-3167

## 三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金を創設

家族が支え合いながら子育てをし、安心して暮らすことができる居住環境を整備することにより、市内への移住及び定住を促進することを目的に、三世代同居等の対応のために自宅の改修工事を実施する方への補助制度を創設しました。

### 1 補助金名称 たつの市三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金

### 2 補助対象者（市内に定住する意思を持ち、次の要件を全て満たす方）

- （1）住宅改修後速やかに当該住宅において三世代同居（※1）し、10年以上三世代同居を継続しようとする方
- （2）交付申請時において、小学生以下の子（妊娠中の子を含む。）の三親等以内の直系親族で、当該子と同居している方又は住宅改修後に同居予定の方
- （3）同居する者全員が本市に納付すべき税を滞納していない方
- （4）住宅所有者以外が住宅改修を行う場合は、10年以上の貸借期間を確保し、住宅改修に対する住宅所有者の同意を得た方

（※1）三世代同居とは、直系親族で構成される3つ以上の世代が同居することをいいます。

### 3 補助対象住宅（市内に所在し、次の要件を全て満たす住宅※2）

- （1）住宅改修後において、一戸建てとなる住宅。ただし、住宅内部で居住部分間を移動できない住宅を除きます。
- （2）住宅改修後10年以上、三世代同居に対応した住宅として活用する住宅
- （3）昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあっては、住宅改修後に一定の耐震性を満たす住宅
- （4）住宅改修を行う部分について、他の補助金等の交付を受けていない住宅
- （5）建築基準法その他の法令に基づき、適正に住宅改修を実施する住宅

（※2）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅等、本事業の対象とならない住宅があります。

### 4 補助対象となる工事

住宅のキッチン、浴室（脱衣室を含む。）、トイレ、玄関のいずれかを増設し、兵庫県「住宅改修業者登録制度」に登録している事業者と契約する工事

## 5 補助金額

補助対象経費	補助金額
100万円未満	対象外
100万円以上150万円未満	80万円
150万円以上200万円未満	120万円
200万円以上250万円未満	150万円
250万円以上300万円未満	180万円
300万円以上350万円未満	220万円
350万円以上400万円未満	250万円
400万円以上	270万円

6 事業開始日 令和5年6月1日

7 予算措置 8,190千円